

高額療養費の支給のお知らせ ～手続きが簡単になりました～

令和6年（2024年）11月通知分から、1度申請をいただくとその翌月から市役所の窓口にて高額療養費の支給申請をすることなく、高額療養費の支給を受けることができるようになりました。

※申請期間外に申請された場合は、次回も申請が必要になる可能性があります。

ただし、今後次のいずれかに該当した場合は、これまでと同様に市役所窓口にて支給申請書の提出が必要になります。

- 国民健康保険税に未納がある方
- 受診者の中にマル福該当者がいるとき
- 世帯主が変わったとき

上記に該当した場合は、支給申請勧奨の通知を送付しますので、必要な申請手続きを行ってください。

所得の修正申告や、国保世帯内で世帯変更（加入・脱退等）があった場合など遡って自己（世帯）負担限度額に変更が生じた場合、支給済みの高額療養費を返還していただく場合があります。

なお、75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度に移行し、高額療養費の支給を受けるときは改めて申請をしていただくこととなります。